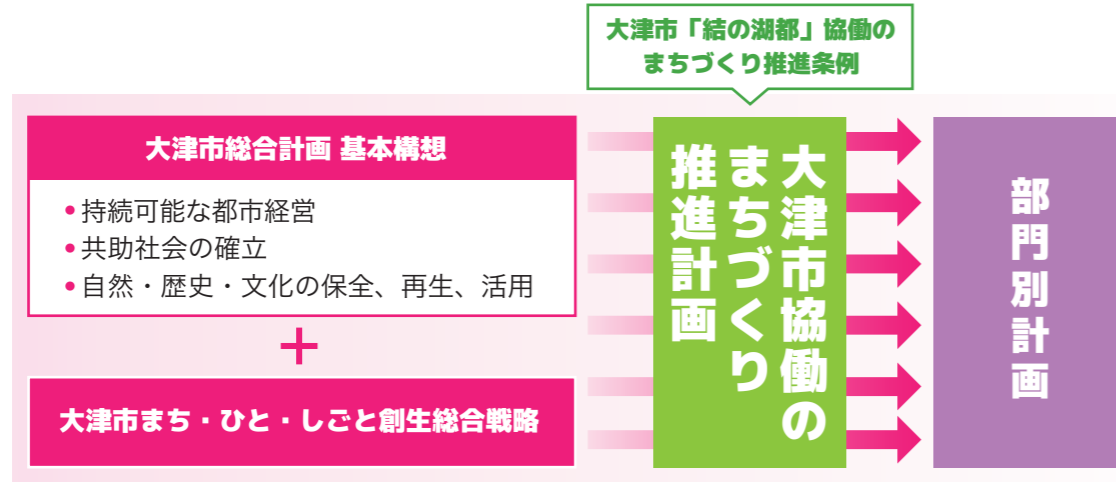


## 計画の位置づけ

本計画は、条例第 13 条に基づき第 1 期計画の内容の見直しを行い、協働のまちづくりにより「愛着と誇りをもって、住み続けたい大津」を実現できるよう、市の取り組みの基本方針と計画期間で成し遂げるべき重要な推進施策を第 2 期の計画として定めています。

なお、本計画に基づき、全庁的に協働の取り組みを進めるとともに、各年度、実施計画を立て、具体的な施策・事業を推進していきます。

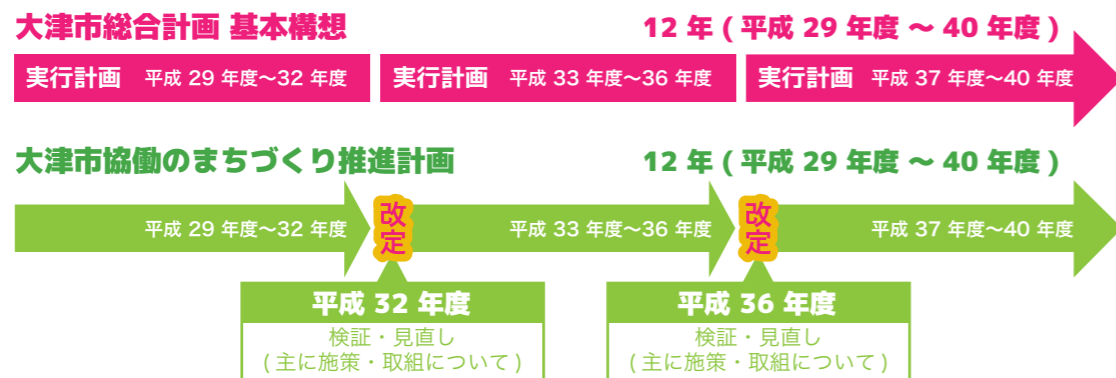
また、大津市総合計画基本構想（平成 29 年度～平成 40 年度）において、まちづくりの基本理念や将来都市像を定める中で、持続可能な都市経営とともに、三者協働によるまちづくりを積極的に進め、互いの立場や考え方の違いを尊重し、それぞれが主体的に支えあえる「共助社会」の確立を謳っています。



## 計画期間

本計画は、大津市総合計画の計画期間と合わせ、平成 29 年度から平成 40 年度の 12 年間とします。

なお、条例第 13 条第 5 項では、本計画について、5 年を超えない期間ごとに計画の見直しを行うこととしていますが、進捗状況や社会情勢を踏まえたより実行性の高い計画としていくため、4 年ごとに検証を行い、それを踏まえた計画内容の検討と見直し（主に施策・取り組みについて）を行うこととします。



## 計画の進め方・実施体制

- 1 協働を進める三者委員会と職員協働推進本部とが連携し協働のまちづくりの推進と計画実行に責任を果たします。
- 2 各所属における協働推進の状況・取り組みについて自己評価を行い、評価内容は職員協働推進本部へ報告した上で、協働を進める三者委員会と連携した評価を行い、次年度計画の検討へつなげます。
- 3 協働を進める三者委員会と職員協働推進本部がともに毎年、前年度の計画及び各部署での取り組みの進捗状況を確認し、評価します。より協働が進むようフィードバックを行うとともに、好事例の評価、共有も行います。

## 大津市協働のまちづくり推進計画（第 2 期協働推進計画）概要版

発行：大津市（市民部自治協働課） ☎520-8575 大津市御陵町 3 番 1 号 電話／077-523-1234（代表）

平成 29 年度～平成 40 年度

※ 本計画は「大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例」第 13 条第 2 項の規定に基づき「大津市協働を進める三者委員会」において検討し、策定したものです。



# ～ みんなが活躍する「協働のまち 大津」～ 大津市協働のまちづくり推進計画

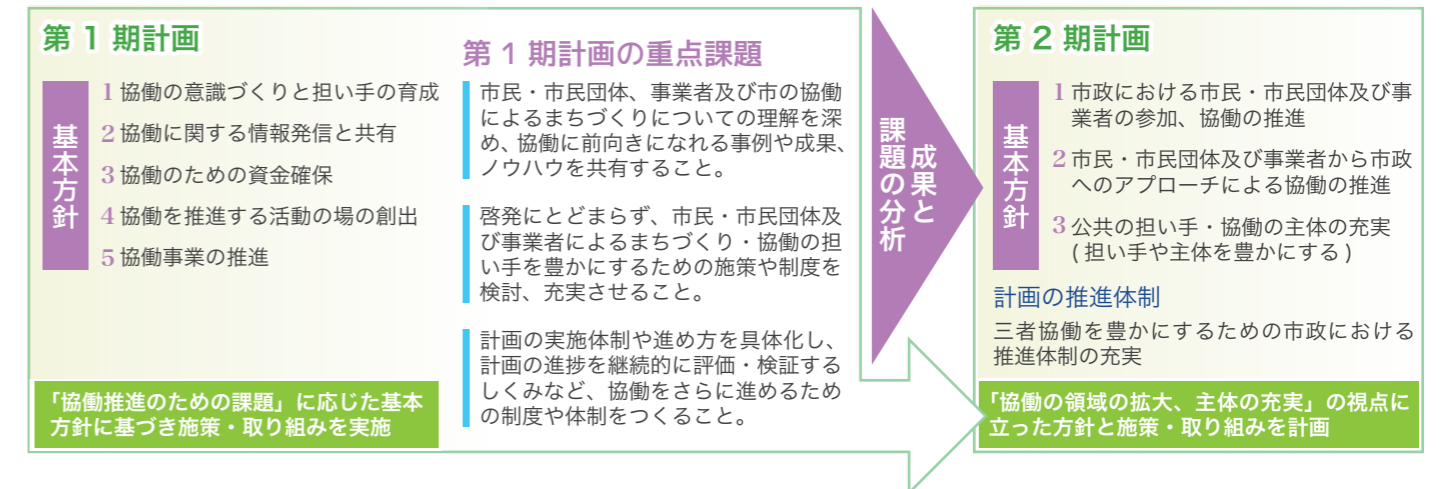
（第 2 期大津市協働推進計画）

## 計画の趣旨

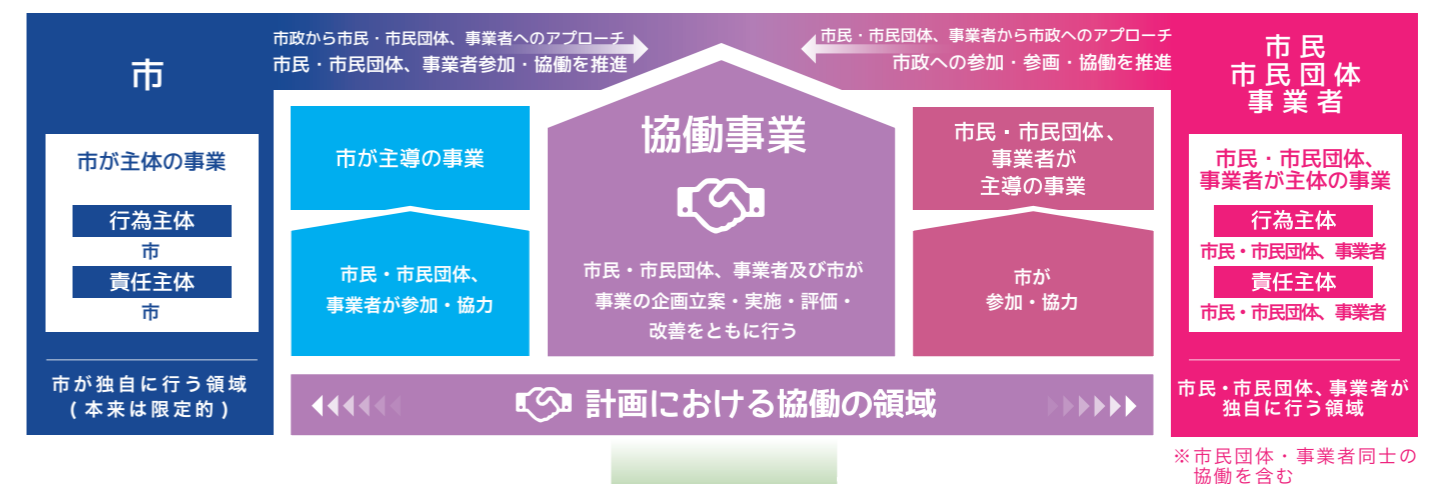
大津市協働推進計画（平成 24 年度～28 年度）では、市民・市民団体、事業者及び市の三者で補い合いながら、公共サービスを提供していくための「協働」という現代版の「結」の基盤づくりに取り組んできました。これは、「結の湖都」協働のまちづくり推進条例に基づくものです。

第 1 期計画の課題と成果をふまえ、市民・市民団体、事業者及び市が力を合わせて「みんなのための」サービスを提供し、それらを「みんなで支える」三者協働によるまちづくりをさらに進めることにより、誰もが愛着と誇りを持ち、住み続けたい大津の実現を目指すため、大津市協働のまちづくり推進計画（第 2 期協働推進計画）を策定します。

## 第 1 期計画から第 2 期計画へ



## 計画ですすめる協働の考え方



協働でできるものは協働で！

計画がめざすもの

担い手が豊かに！

計画が目指す地域社会の姿  
「みんなが活躍する『協働のまち 大津』」

中に具体的な  
施策や取り組み内容の  
記載があります

